

「滋賀の医療福祉を守り育てる」普及啓発事業（メディアミックス） 業務委託仕様書

1. 事業名

「滋賀の医療福祉を守り育てる」普及啓発事業（メディアミックス）

2. 目的

滋賀県では、誰もが住み慣れた地域で最期まで安心して療養できるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指し、在宅療養・在宅看取りの仕組みづくりや体制整備を進めているところである。

県民が、治療や療養の選択肢のひとつとして、地域完結型の在宅医療という考え方への理解を深めるよう、訪問診療、訪問看護等在宅で受けられる医療の情報や、在宅医療を支える医師、看護師、薬剤師等専門職の取組についての情報や在宅医療を受ける県民の声を発信することで、在宅医療への理解の促進と地域の医療福祉を守り育てる意識の醸成、医療福祉人材確保を図る。

3. 業務内容

滋賀の医療福祉を守り育てるためには、県民が学び、理解を深め、主体的な取り組みを県民運動として広く展開することが重要であることから、本会では11月を「滋賀の医療福祉を守り育てる月間」と定め、県民向けの広報・啓発活動を集中的に実施することにより、気運の醸成を図るための活動を行っている。

今年度も「人生楽しくイキイキ生ききる」をテーマとし、「自分らしく暮らし続ける」「よく生き抜く」ためにそれぞれの立場でできることを考え、様々な立場で活躍されている方から学ぶことを目的に活動する計画である。

これを踏まえ、(1)～(3)について委託する。

(1) 放送や紙面、ソーシャルネットワークなど複数の広報媒体や医療福祉の地域創造会議の啓発キャラクターを使った在宅医療・在宅看取りの情報発信

【媒体】複数の広報メディア・手法（ex. テレビ、新聞、ラジオやブログ、LINE、広報誌、自治会回覧板など）、SNS（ex. YouTube、フェイスブック、ツイッターなど）を使った広報とする。

【広報内容の例】

- ①訪問診療、訪問看護等の在宅で受けられる医療の情報
- ②在宅医療を支える医療や福祉の専門職、ボランティアなどの取組
- ③在宅療養で医療や介護を受けている県民の声
- ④地域で活躍している高齢者の取組や情報
- ⑤令和7年度滋賀の医療福祉に関する県民意識調査結果を参考にした取組
ex. 「歯科衛生士」「薬剤師」「管理栄養士」の訪問サービスの認知度が低いため、この職種に焦点をあてた情報発信等
(●令和7年度滋賀の医療福祉に関する県民意識調査結果)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/349367.html>

- ⑥将来、滋賀県で医療福祉の職に従事しようとしている学生等の想いや取組
- ⑦人生会議（ACP）、エンディングノートや終末期の事前指示書に関する情報
- ⑧医療福祉の地域創造会議の取組に関する情報
- ⑨その他在宅医療や在宅看取りに関するもので提案のあったもの
・提案のあった複数の広報メディアおよび啓発キャラクター「みとりちゃん」を活用したメディアミックスにより情報発信を行うものとする（他イベントへの参加など）。また、単発なものだけでなく、広報誌や自治会回覧板等を使った連載形式等の啓発方法も望ましい。

【対象者・ターゲット】

- ・(医療介護について、特段の専門知識を持たない) 一般県民
- ・介護・看取り・終活に関わりが始まる頃の40代、50代にも訴えかけられるものとする。

【広報時期】

滋賀の医療福祉を守り育てる月間が11月であることを踏まえ、医療福祉の地域創造会議が行う行事(下記(3)の「滋賀の医療福祉を守り育てる」県民フォーラム)との相乗効果を図り、効果的な情報発信を行うものとする。

(2) 在宅医療啓発配布媒体の企画制作・発送

在宅医療を普及啓発するための配布媒体を企画制作し、発送を行う。印刷物や映像メディアなど媒体の種類は問わないが、広報対象者を踏まえ、企画や体裁、作成数など内容の提案を行う。

また、広く県民啓発を行う観点から、効果的な発送先・発送数を提案し、これら企画制作・発送にかかる経費を見込むものとする。

(3) 「滋賀の医療福祉を守り育てる」県民フォーラムの開催

県等が主催する地域のイベント等と共催して県民フォーラムの企画・運営を行う。

また、集客に向けた効果的な告知・広報を行う。

なお、必要に応じてオンデマンド配信を行うこととする。

4. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

5. 業務完了報告

受託者は、本委託業務の完了後、業務実績報告書を作成し、委託業務の内容(取材状況、放送状況等)を記載し、2部提出すること。成果物は、各2部および電子データ、ホームページ掲載用データ(形式、データ容量は別途指示を行う)を添付すること。

6. 委託料の支払

委託業務の完了後、精算払いとする。ただし、業務の部分完了後、概算払いができるものとする。

7. その他

(1) 提案の中に、テレビおよびラジオ番組の制作・放映が含まれる場合、これらにかかる経費が全体の65%を超えないものとする。

(2) 業務の内容は、受託者からの提案に基づき、医療福祉の地域創造会議事務局と協議の上で決定する。また、進捗等に関する協議の場を適宜設けることとする。

(3) 公募型プロポーザル参加時や業務履行時において、著作権の使用許可等手続きが必要な場合は受託者の責任において済ませておくこととする。

(4) 成果物に関する著作権は、医療福祉の地域創造会議に帰属するものとし、医療福祉の地域創造会議が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。

また、著作者人格権は行使しないものとする。

(5) 本仕様書に定めのない事項および本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、協議するものとする。